

2-2-① 広域な舞鶴市域に中央図書館と5分館・地域奉仕拠点を再配置する



□舞鶴西駅隣接地に中央図書館を配置する

- 全市図書館システムの中枢管理運営機能をもつ。
- 30万冊開架の広く深い資料情報世界を提供する。
- 都市の広場として人をつなぎ会わせる図書館。

□5地区に図書分館機能を配置し魅力化する

- 中、南、加佐分館の整備方針をたて、大浦会館とまなびあむの分館機能整備を計画する。
- 資料構成と場のしつらえと通信環境を改善する。

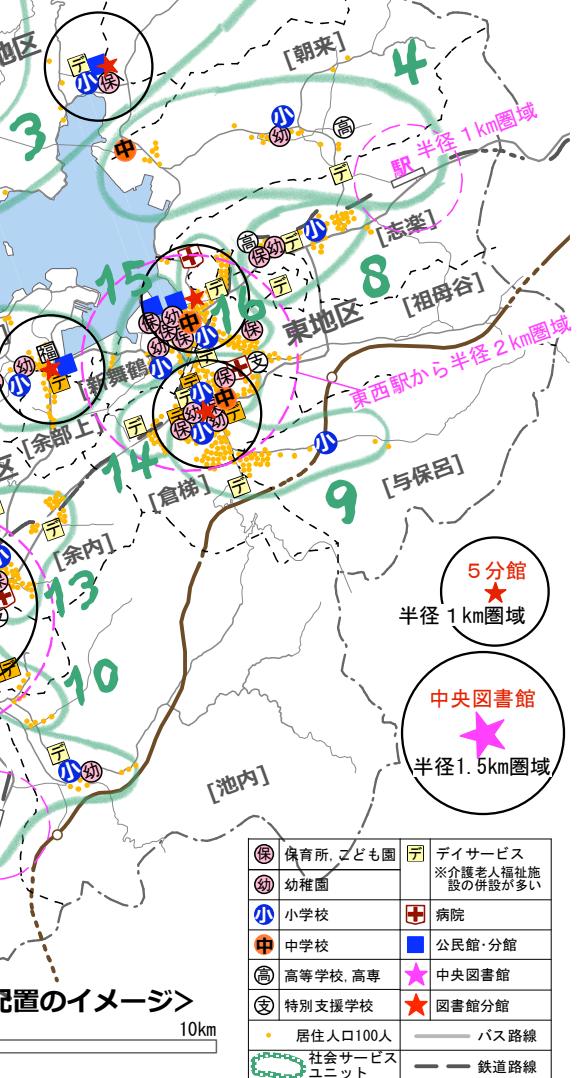
□96+11の地域奉仕拠点につながり届ける

- 図書館サービスが出掛けで、市民とつながる。
- 107の地域奉仕拠点施設群も、図書館のプランチ。

※プランチ：枝、分館機能



□96施設拠点		
小学校	あっぶる ★ 新舞鶴小学校 三笠小学校 倉梯小学校 倉梯第二小学校 ★ 与保呂小学校 ★ 志楽小学校 ★ 朝来小学校 ★ 大浦小学校 ★ 中舞鶴小学校 ★ 明倫小学校 吉原小学校 余内小学校 池内小学校 ★ 事業所	タンボボこども園 ★ 平 こども園 ★ 昭光保育園(こども園) さくらこども園 やまもも保育園 朝日幼稚園(こども園) 森の子らら(こども園) うみのもり保育所 中保育所 東山こども園 相愛こども園 ルンビニこども園 なかすじこども園 永福こども園 永福こども園 城南会館 舞鶴こども園 八雲保育所 ★ 岡田こども園 ★ 支校 府立舞鶴支援学校 舞鶴支援学校分校 府立盲聾学校舞鶴分校
18	18 デイサービス 事業所	
中学校	真愛の家 せいほう ニティケアセンター 加佐デイサービスセンター ★ カーサ・セグレタ さくらプラザ ふれあい 荒木クリニック なごみ ハーモニー みちかた'伴い'田園 ★ リハブライド西舞鶴 あいあい もくもくハウス どんぐりひろば にこにこ ひだまり もぐもくケア みらいボケツつる ぐるんば	
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス 加佐中学校 ★ 中央公民館(中分館) 南北公民館(南分館) 西公民館(郷土資料館) 加佐公民館(加佐分館) 大浦公民館(大浦分館) 城南会館 まなびあむ あそびあむ	
8	8 ★は、図書館から遠隔地にある施設	



2-2-② 全市域へのサービスを東ねる中央図書館

◆ 「地域情報ハブとしての図書館」という視点

図書館は地域社会や生活者にとっての「地域情報の中心拠点」であり「ハブ」としても例えられます。図書館は重層的なネットワークを形成し「横串」の情報を提供して、地域における「課題解決」の期待に応えられるように、支援や基盤整備の取組をする必要があります。

※ハブ（HUB）：
自転車の車輪のスプークが集まる中心の軸受け部分。
地域社会の人と情報が集まる地域拠点をハブに例える。

□地域の情報ハブとしての図書館

（課題解決型の図書館を目指して）

平成17年1月28日

文部科学省研究会

図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会

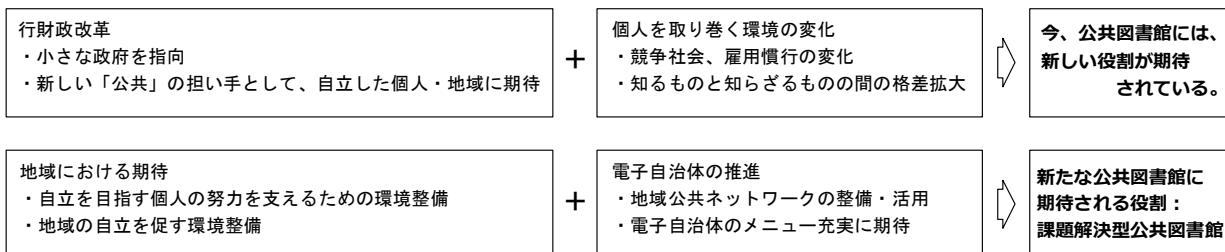
1. 背景

2. 様々なネットワークを有機的に結合した重層的なネットワークの形成
 3. 新しいサービスとしての課題解決型公共図書館における情報提供イメージ
 4. 想定される地域課題の抽出
 5. 地域において必要な情報基盤整備のための取組
- 以上抜粋

情報提供イメージ

1. 背景

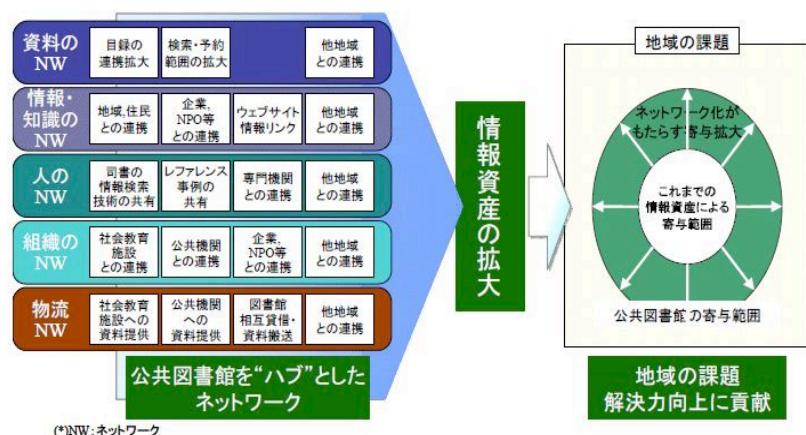
高度情報化社会においては、図書館の使命である情報の体系化・整理という役割は、ますます重要性を帯びてくるものと考えられる。特に、地域における情報基盤の整備を受けて、地域社会における様々な資料や情報を有効活用できるように供することによって、地域の課題解決やそのための人々の取組への展開を支援すること等、図書館には重要な役割を果たすことが期待されている。



2. 様々なネットワークを有機的に結合した重層的なネットワークの形成

上記の背景にあるような図書館の機能を地域において十分に発揮し、地域における期待に応えうる充実した情報提供を実現していくためには、公共図書館がハブとなって、地域内の資料、情報・知識、人、組織、及び資料の図書館相互貸借等による多種多様な情報資産を有機的に結合した「重層的なネットワーク」を形成していく必要がある。

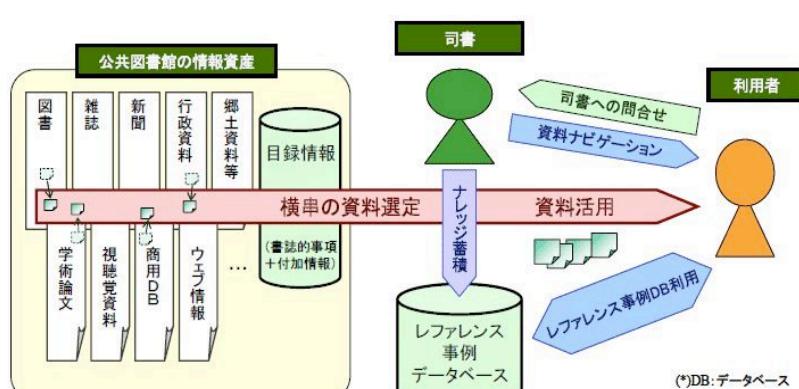
その上で、公共図書館の特長である、豊富な情報資産（古文書からデータベースまで、絵本から専門書まで）、司書によるレファレンスや情報検索機能、を核しながら、重層的なネットワークを活用することにより、課題解決型の新しいサービスの提供が行われることとなる。



3. 新しいサービスとしての課題解決型公共図書館における情報提供イメージ

公共図書館において課題解決型のサービスを実現していくためには、司書のサービスによって、それぞれの利用者が有する課題に応じ、先述の重層的なネットワークのなかから横断的に情報が収集（横串の情報選定）され、利用者に十分かつ効果的に提供されることを可能とするための環境整備を図ることが必要である。

（横串の情報選定）され、利用者に十分かつ効果的に提供されることを可能とするための環境整備を図ることが必要である。



- ビジネス／医療／法務の支援、学校教育支援は、「まちづくり」や「地方自治」など都市機能への支援といえます。
- 「市民一人ひとり」に向き合い、個人の必要に応える支援は教育政策・情報政策・包括支援政策のかたちといえます。
- 文科省研究会でも地域課題として想定された「地域課題の解決支援」「個人の自立化支援」「地域の教育力向上支援」にある①～⑥の「6つの課題解決型支援、情報提供」を、理解と今後の具体化研究の手がかりとします。

4. 想定される地域課題の抽出

利用者が有する様々な課題のうち、主要なものとして、現在、公共図書館が行っている国内及び海外の先進事例に加え、公共図書館側の期待効果としての「図書館業務からの視点」、「ネットワーク化からの視点」及び、利用者側の期待効果としての「課題解決からの視点」等を踏まえ、目指すべき公共図書館の取組として優先すべき課題候補を検討した。

<地域課題の解決支援>

①ビジネス支援

空洞化する駅前商店街の活性化や、特産物のブランド化による地域振興のためのビジネス支援策への需要が高まっている。これまでの公共図書館の取組はビジネス関連の蔵書を集めたビジネス支援コーナーを設置する等の取組が多かったが、ICTを活用し、産業振興担当部署との連携や地域の情報資産の動員を図ることによって、より高度なサービスの提供が可能となる。

②行政情報提供

行政改革の流れから公共の担い手の見直しが図られるなかで、地方の行政や議会の政策立案支援と住民の政策立案過程への参加、及び、住民の生活課題にかかる行政情報の総合的提供への需要が高まっている。そのためには、行政情報の総合的収集、電子化、及び、住民の生活課題に対応した体系化が必要となり、その役割を担うものとして公共図書館への期待が高まっている。

<個人の自立化支援>

③医療関連情報提供

医療サービスが高度化し、多様な選択肢が可能となるなかで、納得して治療を受けるための情報への需要が高まっている。公共図書館では、医療専門書の情報に加え、医療専門データベース、医療機関のウェブ上に公開された資料等、最新の情報を組み合わせて提供し、病気に対する基礎的理解を助けるとともに、健康、予防医学、死生観等、関連する幅広い情報の提供を行うことができる。

④法務関連情報提供

隣人訴訟、環境問題、カード犯罪、リストラ、相続、損害賠償、著作権侵害等、日常生活においても法律の知識が必要となる悩み・疑問・具体的手続に関する情報提供への需要が高まっている。手軽で経済的負担のない情報源として地域の公共図書館の果たす役割は大きい。

<地域の教育力向上支援>

⑤学校教育支援（子育て支援含む）

総合学習等の時間において、自分の住む地域に関する調査を行う児童・生徒に対して適切な資料・情報を提供することや、教員に対して教材作成支援のための資料・情報を提供するための支援体制作りを、公共図書館と学校との連携により構築することが求められている。また、子育て支援に関しては、必要な資料・情報の提供のほか、行政や外部のボランティア団体との連携による取組が必要となる。

⑥地域情報提供・地域文化発信

失われる可能性のある地域固有の風習、祭祀、方言等に関する情報を、博物館や郷土史料館等との連携により、公共図書館が中心となってデジタルアーカイブ化し、体系的に整理保存する。また、地域外の住民に当該地域の理解を促進することや学術研究等のため、インターネット等を使った情報発信も積極的に行う。

5. 地域において必要な情報基盤整備のための取組

上記3.における情報提供イメージを実現していくためには、これらの課題内容に共通の情報基盤の構築が必要となると考え、その主なシステム化要件を、以下のとおり挙げる。

- ①公共図書館及び他施設・他機関保有の資料を課題別に体系化する取組を進め、その整理に従いメタデータを付与することによって、資料目録を総合的にデータベース化し、高度な情報検索を支援するための仕組を構築
- ②司書のレファレンスに関する経験・ノウハウを集めたレファレンス事例をデータベース化し共有するための環境整備（課題別レファレンス機能等）を通して、司書の課題解決能力の向上と地域課題解決へのノウハウの蓄積に資する仕組を構築
- ③将来にわたり公共図書館及び他施設・他機関の共有・活用に供するための、地域資料（郷土資料）の電子化と、地域のウェブ資料を含む電子資料のアーカイブ化の取組を推進
- ④利用者の公共図書館利用環境の向上や、ウェブ上からの公共図書館サービスの利用等へのアクセスを容易にするため、公共図書館における情報基盤の整備を推進

※ 文科省研究会の「課題解決型図書館のあり方」検討では、行政情報提供と地域情報地域文化は分けて柱を立てている。

◆ 「中央図書館へのアクセス」を整える 参考資料：舞鶴市共生型MaaS「meemo(ミーモ)」

施策名	⑨共生型MaaS「meemo」の実現と市内各地への展開									
施策内容	<p>令和2年度に実施した舞鶴市共生型MaaS「meemo(ミーモ)」実証実験では、住民同士の送迎は、公共交通を補完する仕組みとして、有効な移動手段であることが確認できました。</p> <p>今後は、社会実験を通じて得られた成果と課題を踏まえて、他地域への展開を図り、本市のラストマイル※を担う交通手段としての位置付けを確立していきます。</p> <p>また、今後の新たな技術の登場に応じて、交通施策との関連性や導入可能性を検討するとともに、ICT※の普及により得られるデータを活用し、福祉・教育・観光等横断的に連携した持続可能な交通体系の構築を図ります。</p>									
実施主体	舞鶴市、地域住民、 交通事業者、関係機関	スケジュール (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
課題	事業性の確立と公共交通維持確保の両立									
取組事例	<p>舞鶴市共生型MaaS™「meemo™」実証実験（高野地区、加佐地域で実施）</p> <p>人口減少・少子高齢化、高齢者の運転への不安、交通事業者の人材不足という地域交通の課題を解決するべく、舞鶴市・日本交通㈱・オムロンソーシャルソリューションズ㈱（以下、OSS）の三者が協働し、「舞鶴市共生型MaaS™実証実験運営協議会」を設立。実証実験では、日本交通㈱の協力（運行管理・ドライバーへの講習）のもと、OSSが開発した移動マッチングアプリ「meemo」を活用し、交通空白地域において住民同士の送迎とバス・タクシーを組み合わせた移動手段を提供することで①住民の移動の利便性の向上②住民の総移動量の増加について検証しました。</p> 									

■ 共生型MaaS（マース）※の実証実験（令和2年度～）

この取組は、将来に渡って市民の移動の足を確保するとともに、2030年の本市のあるべき姿「心が通う便利で豊かな田舎暮らし」の実現を目指し、「移動」「交通」という将来の大きな地域課題の解決に向けて、人と人が助け合う「共生社会の実現」という考え方のもと、本市とオムロンソーシャルソリューションズ株式会社（OSS社）とが連携して取り組んだものです。

令和2年7～9月に実施した実証実験では、本市のバス・タクシー事業を担っている日本交通株式会社の協力を得る中で、西地域高野地区と加佐地域を対象に、移動したい人と送迎可能な人などをOSS社が開発したスマートフォンアプリ「meemo」を活用して①目的地まで送迎する仕組みの導入可能性、②住民の移動利便性が向上したか、③総移動量が増加したか等を検証しました。

meemo 舞鶴 今回の実証実験の狙い

お互いさまの助け合いにより、誰もが気軽に外出できる、そんな舞鶴市を創りたい
本当に実現可能か？を検証すべく、**加佐・西地域**を舞台に、オムロン社が開発した専用アプリを活用して、日本初の実証実験を行います。

目標とする
● 中心部（市街地）は公共交通
● 周辺部は公共交通＆住民同士の送迎

検証項目
「公共交通」と「住民同士の送迎」を組み合わせた新しい交通体系に
● 住民の方の移動の利便性は向上したか？
● 住民の方の総移動量は増加したか？

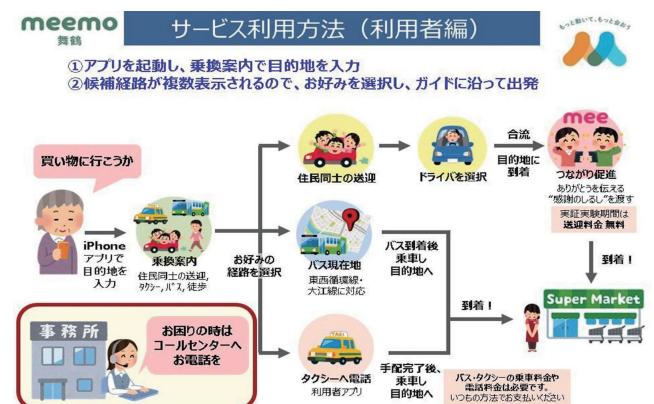
実施期間
7～9月の3か月間（平日の8：30分～17：00）

運営主体
舞鶴市共生型MaaS実証実験運営協議会
会長：多々見市長 参画：舞鶴市・日本交通・オムロン

地域の交通課題の解決に向け、私たち住民で手をとり合い、地域コミュニティで共生する地域を創っていきましょう！

※MaaSとは、Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）の略であり、いろいろな種類の交通サービスを需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合することを定義されています。今回の「meemo実証実験」では、舞鶴市民が自由に交通手段を組み合わせて目的地まで移動できるようにしており、「困っている人」と「助けたい人」をつなぐ「お互いさま」の「共生」の仕組みを実現することから共生型MaaSと呼んでいます。

施策名	⑩市民や学生の発案による公共交通政策の実現									
施策内容	<p>公共交通への関心や利用をより一層促すため、市民等から広く意見を聞き取り、具現化するための仕組みを構築します。特に、これから本市を支える若い世代（高校生など）からのアイデア（SNS※を活用した情報発信など）や感性を公共交通政策に活かします（施策⑧「本市の公共交通を考える場の創出」と連動）。</p>									
実施主体	地域住民、舞鶴市、 交通事業者	スケジュール (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
課題	得られた意見の取扱選択、参加者のモチベーション向上									
参考事例	<p>【高校生がmeemo実証実験に参加】</p> <p>令和2年度に実施した「meemo実証実験」で、日星高等学校の生徒が、取組のサポートや情報発信を行いました。地域の学生が取組に関わることで公共交通の維持や利用促進に繋がることが期待されます。</p> 									



※出典「舞鶴市地域交通計画」令和3年

2-2-③ 小・中学校図書館の充実方策と公共図書館連携支援

◆文科省「学校図書館図書等整備5カ年計画」の3つの柱

□文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5カ年計画」概要資料

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → 71.2%
中学校 55.3% → 61.1%

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況です。**また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない要因となっています。**

図書整備



小学校 41.1% → 56.9%
中学校 37.7% → 56.8%

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

- ・小学校: 平均1.3紙 → 平均1.6紙
- ・中学校: 平均1.7紙 → 平均2.7紙
- ・高等学校: 平均2.8紙 → 平均3.5紙

新聞配備



小学校 58.8% → 69.1%
中学校 57.1% → 65.9%

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものとされました。厳しい財政状況の中でも学校司書を配置する学校は増加しており、その必要性が強く認識されています。**

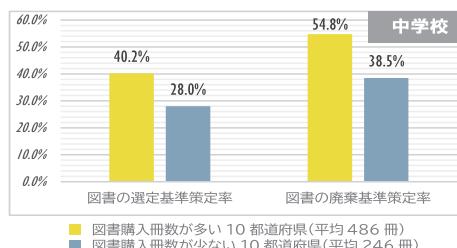
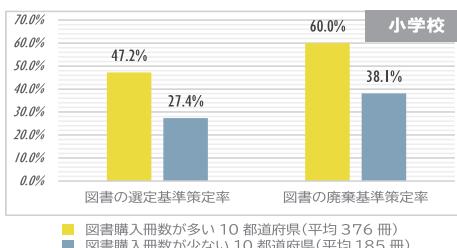
学校司書配置



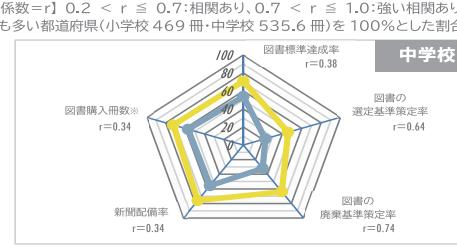
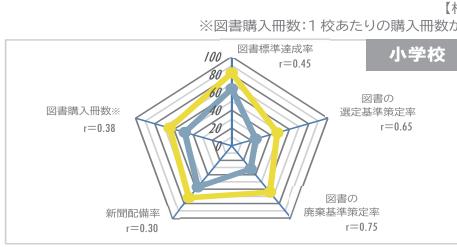
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a/menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

「学校図書館の現状に関する調査」分析結果

図書購入冊数が多い都道府県は、図書の選定基準・廃棄基準の策定率が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、図書の選定基準・廃棄基準の策定率、新聞配備率が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



★ ! 学校図書館を計画的に整備している都道府県は、その成果が数値に現れました。★

計画の内容 令和4年度→令和8年度

★ ! 令和4年度からの5年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。★

単年度総額 480 億円 / 5カ年総額 2,400 億円

各学校における学校図書館図書標準達成を目指すための新たな図書の整備に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促します。

単年度 199 億円 / 総額 995 億円
(不足冊数分)
単年度 39 億円 / 総額 195 億円

単年度 160 億円 / 総額 800 億円
(更新冊数分)

本計画の目標

学校図書館図書標準 100%達成
計画的な図書の更新を実施

学校図書館図書の整備



<本年公告>

令和4年1月24日

概要資料 第6次「学校図書館図書整備5カ年計画」

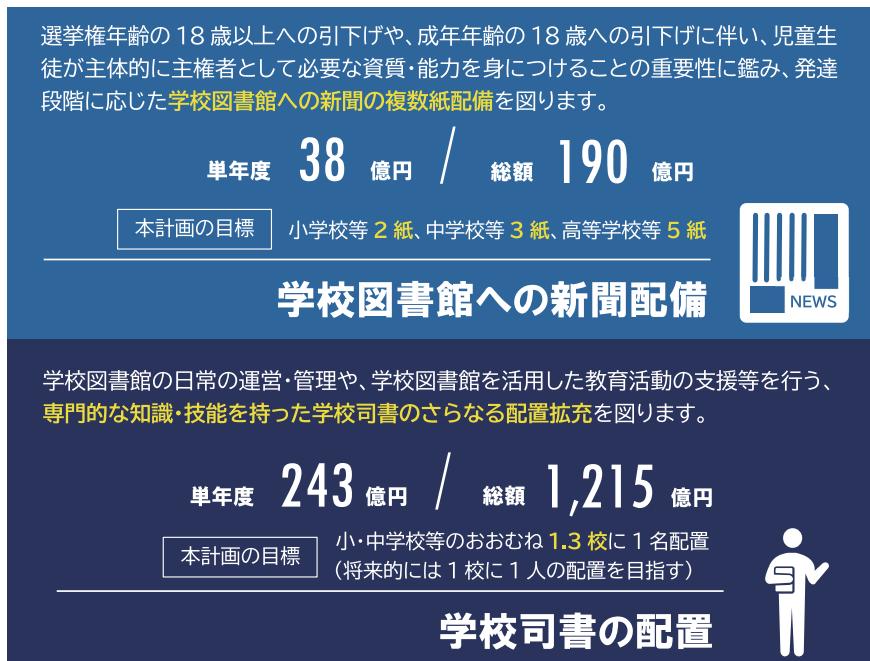


※出典：文部科学省HP
第6次「学校図書館図書整備5カ年計画」概要資料

※文科省が25年間推進してきた「学校図書館図書等整備5カ年計画」の3つの柱は、以下3点です。
①図書資料の計画的な整備
②和英新聞や専門紙の配備
③学校司書の適切な配置
いづれも、舞鶴市的小中学校の図書館では未整備の3要素です。

※第6次「学校図書館図書整備5カ年計画」の応募締切りは？
・舞鶴市は令和4年度の応募と導入が可能だろうか？

□文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm



学校図書館整備にあたっての留意事項



「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm



学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めるようお願いします。



新聞の複数紙配備について

本計画では、小学校において複数紙を配備できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、適切な新聞の複数紙配備に努めるようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。



学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。



教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、学校図書館担当指導主事の配置や定期的な研修を実施するほか、学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置に努めるようお願いします。

!
地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。

!
各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。

!
教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。



!
各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

※左記の配置拡充を「図ります」の主体は、
地方自治体(地方交付税配分)と
教育委員会(施策実施)となる。
(配布された地方交付税の目的外
流用が問題視されている。)

※学校図書館支援センターや指導員の設置・配置に努めるよう、文部科学省が過去25年間地方自治体の教育委員会にお願いをしてきている。

◆ 先例：茅野市全域での学校図書館資源共有化

□長野県茅野市の取り組み

- ・学校司書の全校配置
- ・読書研究指定校を順番に
- ・学校図書館の資料を共通書誌化
- ・校長を「学校図書館長」とする
- ・図書館間の物流

学校図書館を築く自治体の挑戦(7) 茅野市-2

2018年3月19日

学校全体での取組に注力 今春に第3次計画も始動

平成24年度から始まった「茅野市第2次こども読書活動推進計画」は、今年度（29年度）が最終年度にあたる。生涯にわたり読書活動を楽しむ習慣を身に付けられるよう、乳児期（胎児期）から支援する中で、学校教育では校長への働きかけを積極的に行っている。

※出典：



小中全校が順番で読書教育研究指定校に

「茅野市教育基本方針」の中では、すべての教育活動の基盤として「読書・図書館教育」を掲げる。学校図書館の環境整備にも力を入れ、平成12年に司書教諭（または図書館教育主任）、13年に司書教諭支援員（学校司書）を小中学校全校に配置。14年に学校図書館の図書資料をコンピュータ管理し、図書館間の物流を可能にした。

23年度からは茅野市読書教育研究校を毎年1校指定している。今年度で7校目となり、いずれ市内の小学校9校、中学校4校すべてが指定校を経験する。

一方、平成24年にスタートした「茅野市第2次こども読書活動推進計画（以下、第2次計画）」では、小中学校の校長を「学校図書館長」とする施策を打ち出した。学校全体としての図書館活用をさらに推進することがねらいだ。「学校図書館経営方針」を毎年校長会で提出することが求められ、校務分掌には「学校図書館運営委員会」「学校図書館選書委員会」を入れる。

第2次計画がスタートした同年、茅野市読書教育研究指定校となった米沢小学校では、学校図書館運営委員会に校長、教頭、各学年代表、司書教諭、学校司書が参加し、月1回、20～30分間集まる場を設けた。授業で使用した本、前年度の取組について他学年の教員との情報交換、来月の予定、必要な本などについて話し合われた。



米沢小学校図書館の運営委員会

当時同校の教頭を務めていた林尚江氏は、「図書館教育とは何か、というところから始まった」と語る。取組を進める中で、各教科で図書資料が使えると教員が実感するようになっていったという。

こうした指定校の取組は、年度当初に行われる「転入教職員読書教育研修会」で実践報告がある。また、夏休みの時期に4つの中学校区で、小中学校の全教員が参加する「中学校区読書研修（出前研修）」などを通じて、市全体で共有される。

6年間の「第2次計画」の成果を「学校教育に図書館を活用した学びが根付いた」と林氏は感じている。

小中学校を支援し地域との連携も継続

平成18年に開設された「こども読書活動応援センター」では、29年度にセンター長代理の林氏と、「読み聞かせ」の事務を担当する今野真歩氏の2人態勢となった。

林氏は小中学校の学校図書館の支援を担う。学校図書館関連の研修会、司書教諭や学校司書のサポート、「子ども読書の日」企画立案、地域コンクール「図書館を使った調べる学習コンクール」の事務局などだ。「読み聞かせ」とも連携する。

今年、林氏は市の校長会で「読み聞かせ」を行った。出席した校長からも好評で、林氏が読んだ本を小中学校的入学前の保護者会で読んだ、という声もある。「本に『子どもの心を動かす力』がある、と信じられるかどうかが問われている。読み聞かせで本の力が届いたら嬉しい」。

3月12日、市は第3次計画を策定。具体的な施策の活動の場に2次ではなかった「学校教育課」を入れ、学校教育の重要性を打ち出している。（茅野市・了）

教育家庭新聞 健康・環境・体験学習号 2018年3月19日号掲載

出典：https://www.kknews.co.jp/post_library/20180319_6a

◆ 学校図書館の整備充実について

□舞鶴市の学校図書館整備充実化を具体化する体制について

全国の学校図書館の整備充実の先例や、文科省政策研究や助成制度を研究して、現状の舞鶴市小中学校図書館の実態調査から実施計画へと、具体化に取組む体制を検討します。公共図書館は学校への直接奉仕だけでなく、政策研究支援や協働に取り組みます。

各都道府県教育委員会教育長

28文科初第1172号

各指定都市教育委員会教育長

平成28年11月29日

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を

文部科学省初等中等教育局長

所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

藤原 誠

2016年 学校図書館の整備充実について（文科省通知）

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備であるとされています。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年10月に「これからの中学校図書館の整備充実について（報告）」（以下「本報告」という。）（別添参考資料）を取りまとめていただいたところです。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」（別添1）及び「学校司書のモデルカリキュラム」（別添2）を定めましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いします。

記

1 「学校図書館ガイドライン」について

「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。

2 教育委員会等における取組

- (1) 学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。
- (2) 司書教諭については、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することを徹底する必要があること。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、校務分掌上の工夫を取り組むとともに、11学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。
- (3) 学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続して行うことが重要であること。
また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待されること。
- (4) 司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であること。研修内容等については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。

3 学校における取組

- (1) 学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。
特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要であること。
- (2) 学校図書館を利活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際、研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。
- (3) 学校図書館の運営の改善のため、P D C Aサイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況等を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であること。

（別添1）「学校図書館ガイドライン」

（別添2）「学校司書のモデルカリキュラム」（PDF:86KB）

（別添参考資料）「これからの中学校図書館の整備充実について（報告）」（PDF:704KB）

お問い合わせ先 ・総合教育政策局地域学習推進課 ・総合教育政策局教育人材政策課

※文部科学省は、令和3年1月第6次「学校図書館図書整備等5ヵ年計画」を通知した。過去25年間の全国的な学校図書館充実化の集大成として整備方針と助成制度を示した。

※また、文科省は平成28年11月学校図書館整備充実の進め方について、その研究成果をまとめて地方自治体教育委員会教育長に通知している。（左記）

舞鶴市小中学校の学校図書館の整備充実施策についても、今後、公共図書館と連携した研究と実践が行われる場合に、公共図書館側からの支援協働にも様々な手法や前例があり、図書館政策としての研究が必要になる。

※舞鶴市での今後の「学校図書館図書整備等計画」参考資料として、「舞鶴市図書館基本計画資料編」に、図書館基本計画審議会資料とした先進他市事例を整理した。

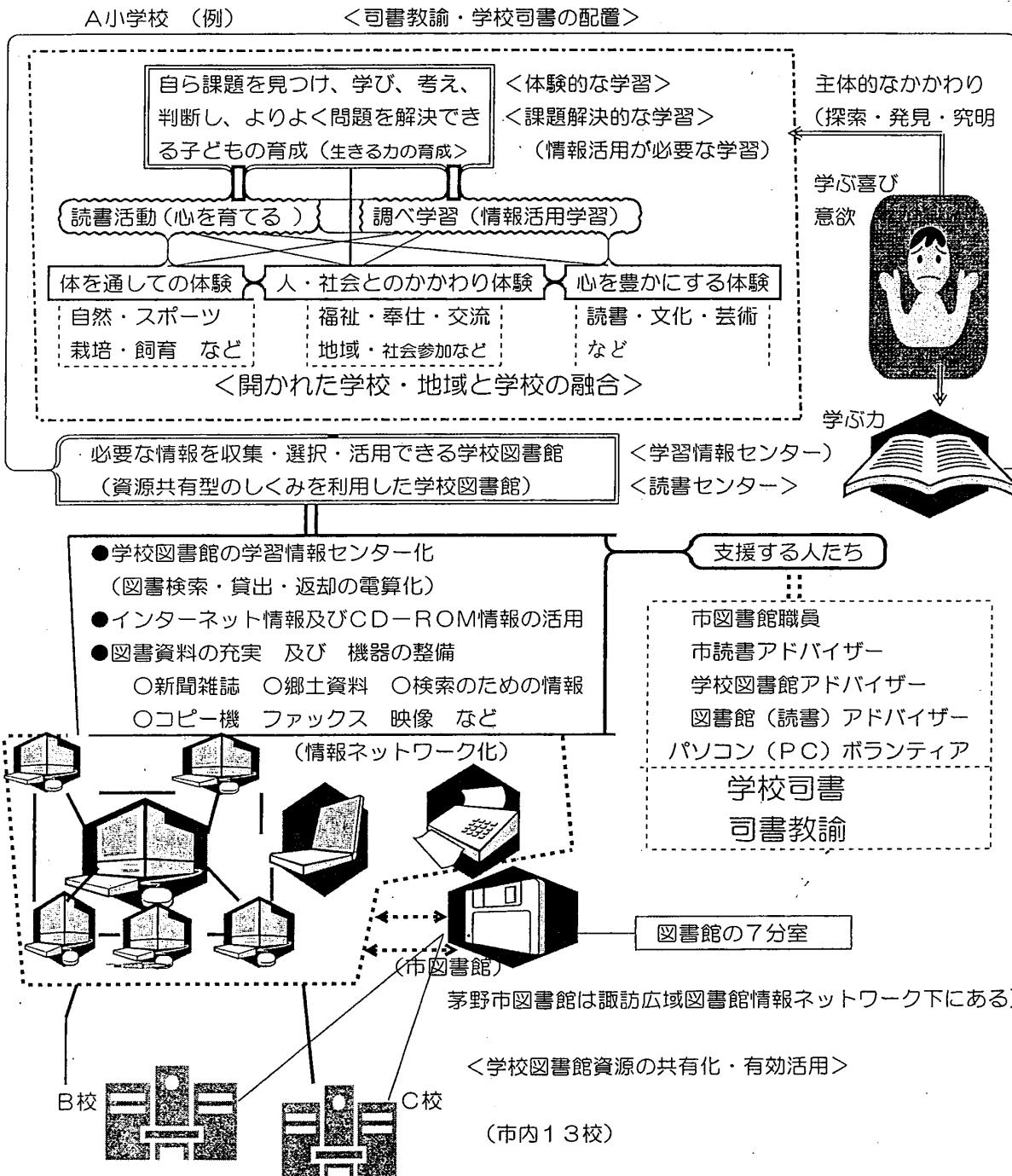
- 「先例：茅野市全域での学校図書館資源共有化」
- 「先例：茅野市学校図書館の学習情報センター化」
- 「先例：学校図書館と公共図書館の流通システム」

◆ 先例：茅野市学校図書館の学習情報センター化

□長野県茅野市の事例「学校図書館の学習情報センター化」をめざす

- ・学校図書館の図書資料を共通書誌化して、各学校と公共図書館で蔵書資料を共有することができます。
- ・学校を含めた市全体の蔵書資料を利用して、課題解決的な学習＝調べ学習を行うことができます。
- ・研究実践協力校を設定し、学校司書を配置して、下図のような仕組みを実践しています。

＜参考イメージ図＞ 学校図書館資源共有型の仕組みを使った教育



3. 推進体制

(1) 推進体制の概要

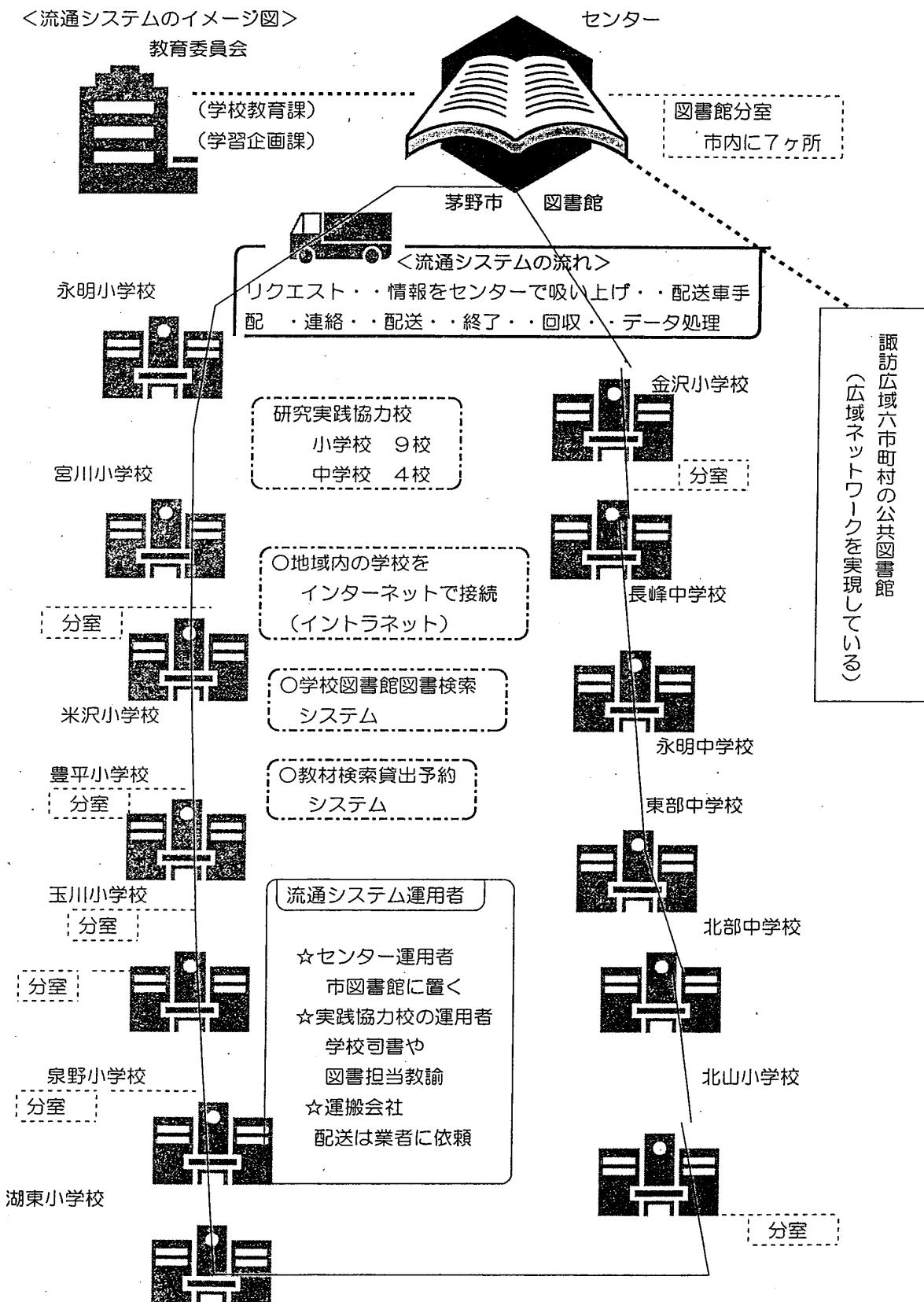
関係協力機関代表と教育委員会代表、学校代表からなる「学校図書館資源共有型運営委員会」を発足させ、教育現場の実情に会わせた仕組みを目指す。

◆ 先例：学校図書館と公共図書館の流通システム

□長野県茅野市の事例

- ・学校図書館のリクエストを公共図書館(センター)で吸い上げ、配送車手配～データ処理までを行います。
- ・配送は、業者委託で運営されています。

<流通システムのイメージ図>



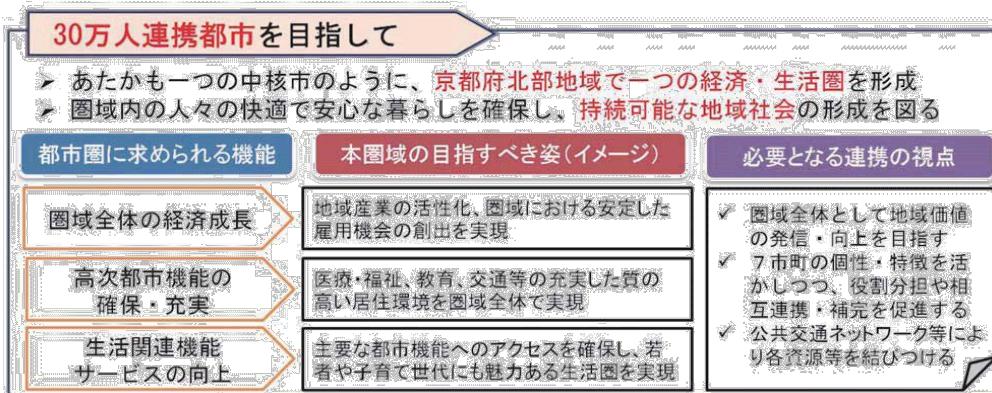
2-2-④ 京都府北部地域の広域図書館連携を推進する

◆ 参考資料：京都府北部地域連携都市圏ビジョン（平成27年）

□ 5市2町の広域連携のあり方



□ めざす将来像：人口減少を克服し、未来への希望を紡ぐ連携都市圏



□ 圏域づくりの基本方針

- (1) 7市町の個性・特徴の尊重
- (2) 徹底的な情報共有と総合調整機能の確保
- (3) 相互補完型連携の推進
 - ・本圏域には、連携中枢都市圏のような中核的都市が存在しないため、これまでにない新たな連携の仕組み（=連携イノベーション）が必要。
 - ・このため本圏域独自の取組として、各市町が強みを持つ事業を相互に補完する形で圏域内の他の自治体が参加できるようにすることで、施策効果の最大化と行政コストを低減させる。
- (4) 多様な主体性との協働
- (5) 持続可能な都市圏づくり

□ “北の京都” 七つ星プロジェクト

- I 海の京都DMOプロジェクト
- II 地域産業活性化プロジェクト
- III 地域人材環流プロジェクト
- IV 京都北部U Iターンプロジェクト
- V 行政サービスシームレス化プロジェクト
 - ・各市町が有する子育て支援施設や図書館等の文化施設、体育館等のスポーツ施設の相互利用や機能分担、多角的な利用により住民の利便性を向上させる。また、生涯学習の相互乗り入れを行う等、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る。
- VI リダンダシー機能強化プロジェクト
- VII 地域交通ネットワーク高度化プロジェクト

◆ 広域連携参考事例：長野県「諏訪広域図書館情報ネットワーク：すわズラー」

京都府北部地域において、舞鶴市を含む5市2町の広域連携施策のひとつとして、米国に事例の多い「広域圏ライブラリーシステム」の研究が、基本計画のテーマのひとつになっています。それぞれの自治体が自立した図書館システムを持ちつつ、連携をする手法の先例を上げてイメージを確かめます。

→5市2町それぞれの自律的図書館政策の確立と併行して、連携研究組織を立ち上げることが道筋として想像されます。

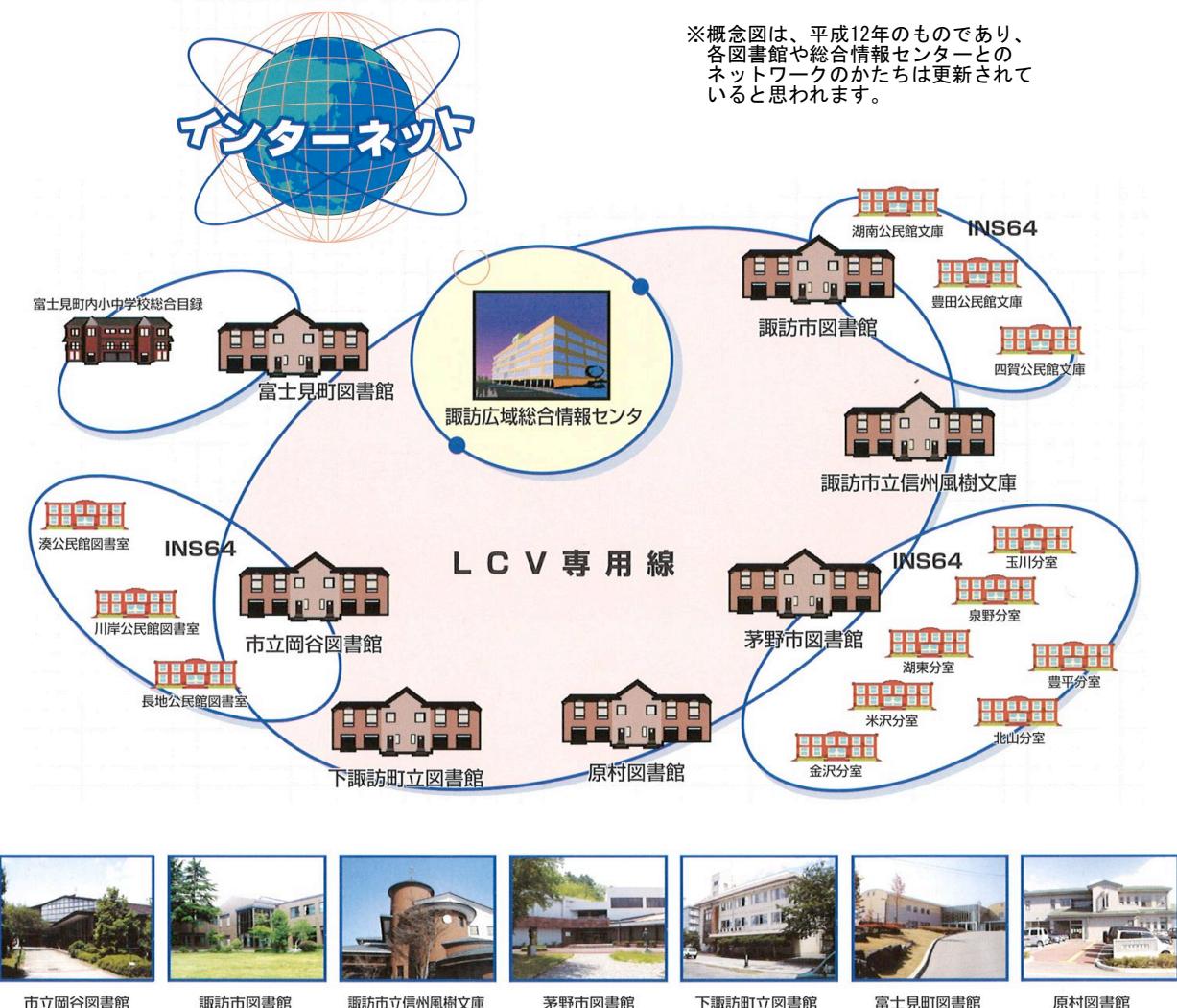
□長野県「諏訪広域図書館情報ネットワーク：すわズラー」

- ・岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 6市町村の広域図書館情報ネットワーク。
- 6市町村でMARCを統一し、ネットワーク全館の蔵書リストを検索して表示することができる。
- ネットワーク全館のインターネット予約ができ、各図書館間の貸借本は、情報センターの配送ルートに乗せて毎日配送される。
- 1枚のカードで6市町村の図書館が利用できる。

諏訪広域6市町村の公共図書館は、高度な広域住民サービスと、生涯学習の拠点となる図書館の効率的な運営を図るため、平成7年4月より図書館情報ネットワークシステムによるサービスを行なっております。

ネットワークの核となるセンター館を、株式会社諏訪広域総合情報センタ（第3セクター）内に設置し、強力なサポート体制と、共通管理費等のコストダウンをはかり、全国に先駆けた広域ネットワークを実現しています。

平成12年4月にはシステムをバージョンアップし、センター館と各図書館間も、エルシーブイ株式会社（LCV）の専用線に変更しました。また、同年6月、インターネットでの検索、予約サービスを開始しました。



□長野県「諏訪広域図書館情報ネットワーク：すわズラー」

・岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 6市町村の広域図書館情報ネットワーク。

システムの概要

※システムの概要是平成12年のもの
であり、ネットワークやソフトは
更新されていると思われます。

6市町村が同一歩調で、ハード、ソフト及び図書マークの統一を行ない、ネットワーク導入の経費削減を図っています。

- システム方式/集中分散方式
各図書館で自館の図書情報を分散管理していますが、さらにセンター館に総合目録を持ち集中管理しています。
- 機種/パーソナルコンピュータ
LAN (local Area Network) + WAN (Wide Area Network)
- ソフト/「LMO Ver5.0 for Windows」(ライブラリーメイトオーファーズ)
- 図書マーク/可変長式書誌データ
- センター館/諏訪広域総合情報センタ(第3セクター)

広域図書館情報ネットワークのあゆみ

※9年間の研究期間を経て
平成12年、2000年スタート。
10年の可動実績を持つ。

平成 3年 2月 8日	諏訪地域広域市町村圏三役会で、図書館のネットワーク化について研究を行なう旨の決定を受ける。
平成 3年 4月 5日	「諏訪地域図書館情報ネットワークシステム研究会」を設立し、講演会を開催。
平成 4年 2月 18日	研究報告書を提出。
平成 4年 9月 2日	第2次研究報告書を提出。
平成 5年 8月 17日	業者提案検討結果報告書を提出。
平成 5年 9月 30日	第2次業者提案検討結果報告書を提出。
平成 5年 11月 30日	諏訪地域広域市町村圏事務組合理事会においてネットワーク導入が決定。
平成 6年 4月～	図書装備等のネットワークへの準備を開始。
平成 7年 4月 1日	諏訪広域図書館情報ネットワークシステム稼動。
平成 12年 4月 25日	システムバージョンアップ。
平成 12年 6月 30日	ホームページ開設。インターネットによる予約受付開始。

全国初の広域圏図書総合目録を持ったシステム。

- センター館は、リアルタイムで6市町村全ての図書情報を管理しています。
- パソコンによる分散度の高い集中分散方式を採用、高度な情報処理能力と導入コストという相反する事柄をも解決した画期的なシステムです。
- センター館が持つ市販の新刊図書情報を、6市町村が共同利用し、コストダウンと業務の効率化を実現しました。

インターネットから検索・予約ができます。

- 家庭、学校、職場などからインターネットを通じて6市町村全ての図書情報が検索できます。
- 検索は「iモード」にも対応しています。
- 最寄の図書館でWeb利用申込みを行なうと、インターネットから図書の予約申込みができます。

1枚のカードで6市町村の図書館を利用できます。

- プライバシー保護のためセンター館では、個人情報は管理していません。
- 6市町村がアイデアを出し合い、諏訪圏域に最もふさわしいシステムを模索した結果、自治省が提案するコミュニティ・ネットワーク構想のガイドラインに沿った機能となっています。

便利さ広がるライブラリーネットワーク。

- 最寄の図書館の利用者端末からその図書館の蔵書リスト、およびネットワーク全館の蔵書リストを検索して表示する事ができます。また、ネットワーク全館の図書の予約申込みもできます。
- 各図書館間の貸借本は、諏訪広域総合情報センタが行なっている配送ルートへ乗せて毎日図書館へ配達されます。書籍小包の発送業務の合理化と物流のスピードアップを実現しました。

2-3-① 「教育基本法」「図書館法」と図書館の社会的使命

□社会的な使命から生まれた図書館の役割

図書館は、なんのために必要か、なぜ公共がサービスをするのか。この命題はその時の、時代の状況や要請にあわせて、教育政策、文化政策、情報政策、都市政策など**市民的共感と財政的裏付けが得られる役割**の説明方法に展開され、複合的で曖昧に捉えられています。

①教育政策としての図書館の役割

なぜ図書館が必要であるか、法的根拠としては教育基本法に書かれています。めざすべき社会の実現の手段は教育であり、生涯学び続ける国民の存在にあると記されます。この教育基本法の下、社会教育法や図書館法に、目的でなく手段概略が記されています。

②情報政策としての図書館の役割

情報化社会が幕を開け、ITC技術習得が公平な社会の実現に不可欠となったとき、広く市民が技術や情報を取得する支援が世界の図書館の新しい役割となりました。混迷の社会を生き抜く情報インフラとしてそれぞれの課題解決支援に期待が持たれています

③まちづくり政策や社会包摂としての図書館の役割

図書館の求心力や広場性は本質的な魅力役割です。本や物や人に出会うことを通して、「個人が学び変わる」という教育の本義を超えて、帰属する社会の過疎化や中心市街地の課題やコミュニティ再生手法として、「魅力的な広場・図書館」の役割が期待されます。

□社会にとって「人づくり」の重要性を示唆する法律の体系

□教育基本法（制定時原文）

公布 1947年(昭和22年)3月31日
施行 1947年(昭和22年)3月31日

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条【教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条【教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第3条【教育の機会均等】

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、**教育上差別されない**。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、**奨学の方法を講じなければならない**。

第7条【社会教育】

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

□図書館法（この法律の目的）

第一条

この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

- 1 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するものをいう。

□文部科学省 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

一 趣旨

- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等の連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収藏能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

※役割の典拠となる法令：

- ・図書館に触れている法令は、図書館法、社会教育法、教育基本法へと遡ることができます。
- ・教育政策として、教育機関としての図書館の位置づけは教育基本法に確認できる。
- ・情報政策、まちづくり政策としての図書館の位置づけ、法的根拠が明文化された法律は見あたらない。

※日本の図書館の法的根拠：

- ・なぜ図書館が日本社会に必要であるかを、明文化した法律は、教育基本法の前文、第1条、第2条、第3条と考えてよい。
- ・なぜ地方自治体が図書館を整えなければならないかを、記した法文は、同法第7条に確認することができる。

2-3-② 文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

□図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置と運営の基本原則については、文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月19日改正)に、くわしい記載があります。

それぞれの地域の実情や、その自治体がめざすサービス目標によって、方策や経費に違いはあっても、**守り努めるべき基本原則**として、舞鶴市の図書館の計画で参考にできます。図書館基本計画の検討では、あらためて「告示」を確認します。

一 趣旨

- この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 市は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、**市の全域サービス網の整備に努めるものとする**。
- 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、**適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする**。

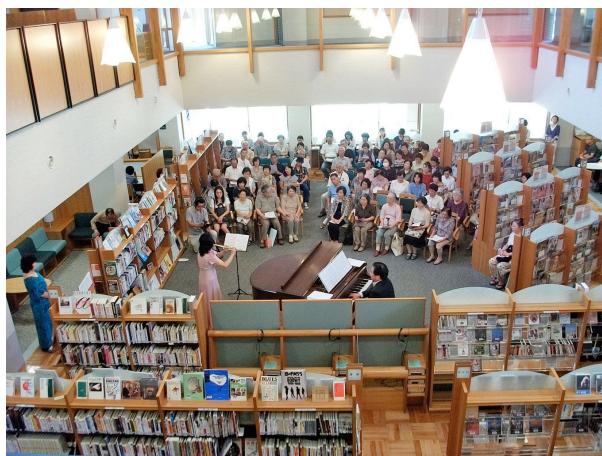
三 運営の基本

- 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、**司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする**。
- 市立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、**地域の実情に即した運営に努めるものとする**。

四 連携・協力

- 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

※守り努めるべき基本原則：
①市の全域サービス網の整備
②適切な施設、資料、職員確保が設置の基本としつつも、「運営の基本」については、地域の実情に即した運営をと、全国一律ではなく、地方自治にふさわしい領域であることが示されている。



図書館開架室では、時に講演会やコンサートが開かれる。



青少年開架室は創作展示交流もあるラーニングコモンズとなる。

2-3-③ 日本図書館協会「公立図書館の任務と目標」

日本の公立図書館の任務と目標についての参考資料「達成すべき基準」を下敷きに、令和3年舞鶴市的人口7.8万人を採用し、基本計画の目標想定数値を確認しました。

◆ 公立図書館の任務と目標

1989年1月 確定公表 2004年3月 改訂
日本図書館協会図書館政策特別委員会

日本図書館協会は、1979年の総会において採択した「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」において、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」とこと、そして「この権利を社会的に保障することに責任を負う機関」が図書館であることを表明した。また、「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」とも述べており、われわれは、これらのことことが確実に実現されるよう、図書館サービスの充実に努めなければならない。

日本の公立図書館サービスは、1950年の図書館法によって「図書館奉仕」の理念を掲げはしたもの、その具現化には相当の年月を要し、ようやく1960～70年代に、『中小都市における公共図書館の運営』（1963年）,『市民の図書館』（1970年）を指針として発展の方向を見いだした。図書館を真に住民のものにしようという意欲的な図書館員の努力、読書環境の整備充実を求める住民要求の高まり、それを受け止める自治体の積極的な施策と対応によって、図書館サービスは顕著な発展を遂げてきた。

1980年代になると、いわゆる行政改革により、図書館はつくっても十分な職員を配置せず、その不足を嘱託、臨時職員などで補う自治体、さらには図書館法の精神に反して、公立図書館の管理運営を公社・財団等に委託するケースや司書を派遣会社に求める自治体が現れる。その上、1990年代には、生涯学習体系への移行、情報ネットワークの整備という、国の政策レベルの動向、さらには90年代以降構造改革、分権推進、規制緩和という政治や経済の動きを受けて、図書館経営に一段と複雑かつ厳しい様相が広がっている。

先に述べたとおり、すべての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たされなければならない。こうした観点から、地方自治体が無料公開の図書館を設置し、管理運営することは、欧米先進諸国においては19世紀半ばに確立された伝統である。日本は、いまだこの原理に則った近代図書館を整備する途上にある。今なお図書館をもたない町村が6割にも及ぶという事実があるし、先進的な市町村といえども、すべての住民のニーズに応えられるという域には遠く、あるべき図書館サービスは形成過程だと認識することが至当である。

もちろん、公立図書館の維持発展を図ることは、地方自治体及び地域住民の發意と責任に帰することであるが、「図書館事業の進歩発展を図り、わが国文化の進展に寄与する」という本協会の目的にてらして、協会会員の関心を喚起するとともに、**それぞれの地域・職域における図書館サービス計画の立案に資することを願って、「公立図書館の任務と目標」を策定し公表することにした。**

当初、この文書の策定は、公立図書館である以上、少なくともこのレベル程度の活動は、という「基準」を提起することを意図して始められた。しかし、「基準」といえば図書館法にいう基準との混同を招く恐れもあること、さらに「基準」という言葉には数量的なものが意識される傾向が強いので、この語を使用しないことにした。

すべての図書館が、この内容を達成し、さらに高いレベルの新たな目標を掲げ得る状況の速やかな到来を強く望むものである。

◆ 図書館システム整備のための数値基準

公立図書館の数値目標について、旧版までは一委員の試案というかたちで掲載してきた。この間、日本図書館協会では「図書館による町村ルネサンス Lプラン21」（日本図書館協会町村図書館活動推進委員会著2001）を発表し、そこで公立図書館の設置と運営に関する数値基準を提案した。これは「日本の図書館1999」をもとに、**全国の市町村（政令指定都市及び特別区を除く）の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案されたものである。**

そこで今回の改訂にあたっては、「Lプラン21」の数値基準を改訂するかたちで、「日本の図書館2003」によって新たに平均値を算出し、これをもとにした「数値基準」として提案することとする。

「目標値」としてではなく、達成すべき「基準値」としたのは、ここに掲げられた数値がそれぞれの人口段階の自治体において、すでに達成されたものであるからである。少なくとも図書館設置自治体のうち、10%の自治体にあっては住民がこの水準の図書館サービスを日常的に受けているのであり、住民にとって公立図書館サービスが原則的には選択不可能なサービスであることからも、ここで提案する数値はそれぞれの自治体において早急に達成されるべきものであると考えている。

なお、ここに掲げた「数値基準」は「日本の図書館2003」に基づくものであり、今後は最新版の「日本の図書館」によって算出された数値を基準にするものとする。

□システムとしての図書館

ここで掲げている数値は自治体における図書館システム全体を対象としたものである。自治体の人口規模や面積、人口密度等に応じて地域館や移動図書館を設置運営し、図書館システムとしての整備を進めていくことが必要である。

図書館の最低規模は、蔵書50,000冊 800m²

図書館が本文書で掲げるような図書館として機能し得るためにには、蔵書が5万冊、専任職員数3名が最低限の要件となる。このとき、図書館の規模としては800m²が最低限必要となる。これは地域館を設置する場合においても最低限の要件である。

※「分館」であれ、図書館として機能する最小規模として示されている。

◆ 達成すべき基準値の試算
(舞鶴市の図書館システム全体)

[延床面積]	
人口 6,900人	未満1,080m ² を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき0.05m ²
人口 46,300人	までは1人につき0.05m ²
人口152,200人	までは1人につき0.03m ²

舞鶴市(人口7.8万人)の場合
全市での資料と職員と施設の基準値

→ [延床面積] 4,000m² (市民交流部分を除く)
5.13m²/市民100人

$$1,080 + ((18,100 - 6,900) \times 0.05) + ((46,300 - 18,100) \times 0.05) \\ + ((78,000 - 46,300) \times 0.03) \\ = 1,080 + 560 + 1,410 + 951 \\ = 4,001$$

[蔵書冊数]	
人口 6,900人	未満67,270冊を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき3.6冊
人口 46,300人	までは1人につき4.8冊
人口152,200人	までは1人につき3.9冊

→ [蔵書冊数] 36.7万冊
4.71冊/市民1人

$$(近年先進事例と比べると小さい数字となっている。) \\ 67,270 + ((18,100 - 6,900) \times 3.6) + ((46,300 - 18,100) \times 4.8) \\ + ((78,000 - 46,300) \times 3.9) \\ = 67,270 + 40,320 + 135,360 + 123,630 \\ = 366,580$$

[開架冊数]	
人口 6,900人	未満48,906冊を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき2.69冊
人口 46,300人	までは1人につき2.51冊
人口152,200人	までは1人につき1.67冊

→ [開架冊数] 20.3万冊
近年、公開書庫/準開架を含めて
公開30万冊が推奨される事も多い。

$$48,906 + ((18,100 - 6,900) \times 2.69) + ((46,300 - 18,100) \times 2.51) \\ + ((78,000 - 46,300) \times 1.67) \\ = 48,906 + 30,128 + 70,782 + 52,939 \\ = 202,755$$

[資料費]	
人口 6,900人	未満1,000万円を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき796円
人口 46,300人	までは1人につき442円
人口152,200人	までは1人につき466円

→ [資料費] 4600万円/年間
590円/市民1人

$$10,000,000 + ((18,100 - 6,900) \times 796) + ((46,300 - 18,100) \times 442) \\ + ((78,000 - 46,300) \times 466) \\ = 10,000,000 + 8,915,200 + 12,464,400 + 14,772,200 \\ = 46,151,800$$

[年間増加冊数]	
人口 6,900人	未満5,574冊を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき0.32冊
人口 46,300人	までは1人につき0.30冊
人口152,200人	までは1人につき0.24冊

→ [年間増加冊数] 25,000冊/年間

$$5,574 + ((18,100 - 6,900) \times 0.32) + ((46,300 - 18,100) \times 0.30) \\ + ((78,000 - 46,300) \times 0.24) \\ = 5,574 + 3,584 + 8,460 + 7,608 \\ = 25,226$$

[職員数]	
人口 6,900人	未満6人を最低とし、
人口 18,100人	までは100人につき0.025人
人口 46,300人	までは100人につき0.043人
人口152,200人	までは100人につき0.041人

→ [職員数] 34人
市民2.3千人/専任職員1人

$$6 + ((18,100 - 6,900) \times 0.025 / 100) + ((46,300 - 18,100) \times 0.043 / 100) \\ + ((78,000 - 46,300) \times 0.041 / 100) \\ = 6 + 2.8 + 12.126 + 12.997 \\ = 33.923$$

◇コメント

※図書館政策重視の度合いによって、自治体が掛ける歳費と体制は二極化しつつあり、その図書館政策成果も二極化している。

※図書館政策重視の自治体では図書館ネットワークの施設群の総面積は、左記の基準値を大きく超え、中央館の再整備にあたり、人口規模には無関係に、基準が無意味であるかのように格段に大きな施設を造っている。

人口同規模の中央図書館近例では、開架規模/中央館面積
・安城市：34.0万冊/6810m²
・日進市：19.8万冊/6100m²
・南相馬：28.2万冊/5400m²
・東松山：15.8万冊/5210m²
・犬山市：14.8万冊/4960m²
・君津市：33.6万冊/4900m²
・八千代：13.8万冊/4860m²
・守原市：20.7万冊/4170m²
・田原市：31.3万冊/3970m²
・大府市：24.9万冊/3650m²
・塩尻市：20.1万冊/3290m²
塩尻市図書館+市民交流センター全体は11890m²
(開架規模は公開書庫含む)

※図書館政策投資の成果は一義的には貸出し冊数といわれてきた。そして、貸出し数が資料費増減と相関していることが、統計研究で明らかになり、その最低基準を、左の計算式で明らかにしている。

舞鶴市立図書館では、年間に、4600万円の資料費と2.5万冊の新しい資料補充が必要であると算出されている。

※現状の図書館運営では、(奉仕対象人口) / (専任職員+非正規雇用職員) というチーム体制で必要人員を確保している。

2-4-① 図書館サービスの到達目標を想定する

◆ 類似規模の自治体で参考となる中央図書館の資料構成の計画（参考資料）

□類似規模の中央図書館立ち上げに学ぶ資料構成の特色と購入準備

最近15年ほどに開館や計画準備のある、類似規模の自治体の中央館計画の資料計画では、①開架資料世界の大型化、
②再整備に当たって、新聞雑誌・電子資料・視聴覚資料などへの重点化が見られ、基本計画に規模方針が示されています。
また、新刊化や専門書の資料購入については、開館前の3カ年程をかけ、年次毎に再探索をして開館準備をしています。

	浦安市立 中央図書館 ※浦安市概要 平成29年度より	調布市立 中央図書館 ※平成26年度版数字 で見る図書館活動 -概要と統計-より	南相馬市立 中央図書館 ※(仮称)南相馬市新 図書館及び複合施 設基本設計 より	土浦市立図書館 ※土浦市新図書館 施設整備 コンセプトより	新小牧市立 図書館 ※新小牧市立 図書館の 建設方針より	多摩市立 新中央図書館 基本計画検討資料(案)
〈開架冊数〉	・一般図書 645,972冊 ・児童書 102,170冊 ・特殊資料(全市) 参考資料 13,932冊 地域資料 23,639冊 外国語資料 25,430冊 ・障がい者 ・視聴覚資料 ・新聞 43紙 ・雑誌 408誌 ・視聴覚資料 22,690点 ・映像資料(DVD) 1,512点 (全市) ・地図 2,344点 (※以上、 開架+閉架冊数)	・成人図書 612,404冊 ・外国語図書 4,607冊 ・児童図書 130,804冊 ・参考資料 13,932冊 ・地域行政 2,527冊 ・地域資料 45,737冊 ・映画資料 28,718点 ・視聴覚資料 18,950点 (※以上、 開架+閉架冊数)	[成人部門] ・成人開架 80,000冊 ・参考資料 10,000冊 ・地域行政 14,000冊 ・視聴覚資料 13,000タイトル ・雑誌 400誌 ・新聞 30紙 [児童部門] ・子ども開架 20,000冊 ・紙芝居 500タイトル ・視聴覚資料 1,000タイトル [青少年部門] ・青少年開架 11,000冊	[成人部門] ・一般図書 73,000冊 ・文庫本 31,000冊 ・児童書 37,000冊 ・地域資料 13,000冊 ・参考図書 10,000冊 ・視覚障害者 用資料 2,600点 ・外国語資料 9,000冊 ・音声資料(CD) 5,000点 ・映像資料(DVD) 5,000点 ・新聞 24紙 ・雑誌 320誌	[地域館機能] ・一般図書 参考図書 46,000冊 ・児童図書 32,000冊 ・ティーンズ 7,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 10紙 ・視聴覚資料 18,000点 ・障がい者 サービス 2,000点 [中央館機能] ・専門図書 50,000冊 ・地域行政 11,000冊 ・多言語図書 15,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 30紙	・一般成人 開館時:142,000冊 収容力:180,000冊 (多文化資料・ 漫画を含む) ・参考図書 開館時: 6,000冊 収容力: 12,000冊 ・地域行政資料 開館時: 15,000冊 収容力: 18,000冊 ・児童書 開館時: 30,000冊 収容力: 40,000冊 ・ティーンズ 開館時: 4,000冊 収容力: 8,000冊 ・障がい者 サービス資料 開館時: 3,000冊 収容力: 5,000冊 ・新聞・雑誌 開館時: 20タイトル 20紙 収容力: 30タイトル 30紙 ※(視聴覚資料) (開館時: 6,000点) (収容力: 12,000点)
開架中計	約400,000冊	約200,000冊	135,000冊 +14,500タイトル +400誌+30紙	173,000冊 +12,600タイトル +320誌+24紙	161,000冊 +20,000点 +300種+40紙	開架小計 (※抜き) 開館時: 20万冊 収容力: 約25万冊 目標実数: 30万冊
〈資料部門冊数〉	・閉架 230,000冊 ・地域資料 70,000冊		[準開架部門] ・準開架 100,000冊 [閉架部門] ・下層階収容 100,000冊 ・上層階収容 200,000冊 [地域奉仕部門] 35,000冊	閉架収蔵能力 360,000冊	[地域館機能 中央館機能] ・各資料及び 雑誌、新聞の バックナンバー 含む 319,000冊	・団体貸出室 地域奉仕書庫 現状 : 65,000冊 収容力: 30,000冊 ・閉架書庫 開館時:130,000冊 収容力: 270,000冊
閉架中計	約300,000冊	約400,000冊	435,000冊	360,000冊	319,000冊	閉架系小計 開館時:195,000冊 収容力: 300,000冊 (増設余地の検討)
中央館合計	811,143冊 +30,577点 +315誌+41紙	796,079冊 +47,668点	570,000冊 +14,500タイトル +400誌+30紙	533,000冊 +12,600タイトル +320誌+24紙	479,000冊 +20,000点 +300種+40紙	開館時:395,000冊 収容力の目標 : 600,000冊